

# イエローステージ（警戒）の対応方針に基づく要請 新旧対照表

資料 2 - 2

旧（9月19日～10月9日）	新（10月10日～11月15日）
① 区域 大阪府全域	(同左)
② 期間 <u>イエローステージ1の期間（9月19日～10月9日）</u>	② 期間 <u>イエローステージ1の期間（10月10日～11月15日。ただし、感染拡大の状況に応じて判断）</u>
<p>③ 実施内容（特措法第24条第9項に基づく）</p> <p>●府民への呼びかけ</p> <p>➤府民に対し、次の内容を要請。</p> <p><u>・ 多人数で唾液が飛び交う宴会・飲み会は控えること</u></p> <p>1 高齢者の方 2 高齢者と日常的に接する家族 3 高齢者施設・医療機関等の職員 } は、感染リスクの高い環境を避け、少しでも症状が有る場合、早めに検査を受診すること</p> <p>・業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること</p>	<p>③ 実施内容（特措法第24条第9項に基づく）</p> <p>●府民への呼びかけ</p> <p>➤府民に対し、次の内容を要請。</p> <p><u>・ 3密で唾液が飛び交う環境を避けること</u></p> <p>(同左)</p> <p>(同左)</p>

旧（9月19日～10月9日）

新（10月10日～11月15日）

- イベントの開催について(府主催（共催）のイベントを含む)
- 主催者に対し、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底を要請
- 業種別ガイドラインの見直しを前提に、必要な感染防止策が担保される場合は、別表のとおり緩和
- 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談すること
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直しを行った場合には、国に準じて対応
- 適切な感染防止策が実施されていないイベントや、リスクへの対応が整っていないイベントは、開催自粛を要請することも検討

(同左)

旧（9月19日～10月9日）

新（10月10日～11月15日）

別表

（同左）

時期	収容率		人数上限
9月19日から 当面11月末まで	<b>大声での歓声・声援等がない ことを前提としうるもの</b>  クラシック音楽コンサート、演劇等、 舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、 公演・式典、展示会 等	<b>大声での歓声・声援等が 想定されるもの</b>  ロック、ポップコンサート、 スポーツイベント、公営競技、公演、 ライブハウス・ナイトクラブでのイベント	①収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50%  ②収容人数10,000人以下 ⇒5,000人  （注）収容率と人数上限でどちらか 小さいほうを限度（両方の条件を満 たす必要）
	100%以内 （席がない場合は適切な間隔）	50%（※）以内 （席がない場合は十分な間隔）	

※異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

	展示会、地域の行事等	全国的・広域的なお祭り・野外フェス等
<b>イベントの性質</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入退場や区域内の適切な行動確保が可能</li> <li>参加者が自由に移動できる</li> <li>名簿等で参加者の把握が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入退場や区域内の適切な行動確保が困難</li> <li>参加者が自由に移動できる</li> <li>名簿等で参加者を把握困難</li> </ul>
<b>想定されるイベント（例）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>展示会（人数等を管理できるイベント）</li> <li>地域の行事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国的・広域的な花火大会・野外音楽フェス等</li> </ul>
<b>開催要件</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入場者が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱するおそれがあるものは当分の間、収容定員が設定されている場合は収容率50%以内、設定されていない場合は十分な人と人との間隔（1m）を要することとする。</li> <li>それ以外のものについては、感染拡大予防ガイドラインに則った感染拡大対策を前提として、収容定員が設定されている場合は収容率100%以内、設定されていない場合は密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空けることとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当分の間、十分な人と人との間隔（1m）を要することとする。当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断。</li> </ul>

※詳細：令和2年9月11日付国事務連絡「11月末までの催物の開催制限等について」参照

旧（9月19日～10月9日）

新（10月10日～11月15日）

●施設について（府有施設を含む）

（同左）

➤施設（事業者）に対し、次の内容を要請。

1. 高齢者施設、医療機関等は、職員、施設と関わりのある業務の従業員、入所者・入院患者、外部から訪問される方に対し、徹底した感染防止対策を求めること
2. 高齢者施設、医療機関等の職員に少しでも症状が有る場合は、検査受診を勧めること
3. 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）すること
4. 国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成など追跡対策をとること
5. バー、クラブ、キャバクラ、ホストクラブ等、夜の街関連施設の従業員に少しでも症状が有る場合は、検査受診を勧めること  
※ミナミの臨時検査場における検査の継続実施

旧（9月19日～10月9日）

●経済界へのお願い

1. 多人数で唾液が飛び交う宴会・飲み会は控えること
2. 業種別ガイドラインの遵守を徹底すること
3. テレワーク70%を推進すること  
出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差通勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること
4. 体調の悪い方は出勤させないこと  
体調の悪い方や少しでも症状がある方へは、検査の受診を勧めること
5. 感染拡大を防止するため、
  - ・感染防止宣言ステッカーを掲示しているお店を選択すること
  - ・お店に入った後は、感染拡大防止のため、大阪コロナ追跡システムの登録・利用をすること
  - ・国の接触確認アプリ「COCOA」の登録・利用をすること

新（10月10日～11月15日）

●経済界へのお願い

従業員などへの注意喚起など、適切な感染防止対策を講じること

旧（9月19日～10月9日）

●大学等へのお願い

1. 高齢者と日常的に接する学生は、感染リスクの高い環境を避けること
2. 寮やクラブ・サークル活動での感染防止対策を徹底すること
3. 多人数で唾液が飛び交う宴会・飲み会は控えること
4. 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること
5. 体調の悪い方は登校させないこと。体調の悪い方や少しでも症状がある方は、検査を受診すること

新（10月10日～11月15日）

●大学等へのお願い

学生などへの注意喚起など、適切な感染防止対策を講じること